

パートナーシップ宣誓により利用可能な行政サービス

令和7年2月1日

「パートナーシップ宣誓書受領証」等の提示で利用可能な行政サービス		
項目	内容	問い合わせ先
市営住宅の申し込み	市営住宅（一般世帯向住宅）への入居申し込みができます。（要件あり）	住宅課 046-225-2346
市税に関する証明書の交付申請	同居のパートナーは申請に係る委任状を省略できます。	市民税課 046-225-2012
罹災証明書の交付申請	家屋の所有者及び占有者等と同居しているパートナーは委任状を省略できます。	
個人市県民税等の課税内容の照会	同居のパートナーは照会に係る委任状を省略できます。	市民税課 046-225-2010
災害弔慰金の支給	パートナーを遺族として支給可能とします。	地域包括ケア推進課 046-225-2200
災害見舞金の給付	パートナーを遺族等として給付可能とします。	

パートナーシップ宣誓をしなくても、対応可能な行政サービス		
項目	内容	問い合わせ先
要介護・要支援認定申請	認定申請が可能です。	介護福祉課 046-225-2391
子育てパスポートA Y U C Oの利用登録申請	18歳以下の子どもと同居する保護者として、「子育てパスポートA Y U C O」に会員登録が可能です。	商業観光課 046-225-2840
国民健康保険資格確認書等の性別表記	申し出により、性別表記について裏面記載が可能です。	国保年金課 046-225-2120
後期高齢者医療資格確認書等の性別表記	申し出により、性別表記について裏面記載が可能です。	国保年金課 046-225-2223
介護保険被保険者証・介護保険負担割合証の性別表記	申し出により、性別表記について裏面記載が可能です。	介護福祉課 046-225-2393